

平成30年9月11日開催

第 2 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第2回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月11日(火) 午前10時00分

2. 開催場所 延出基幹集落センター 大集会室

3. 出席委員 10 人 (欠席委員0名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長	阿部尚弘
主幹	二本柳浩一
主幹	神谷貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第6号 新ひだか町農地パトロール実施要領の改正について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成30年9月11日招集、第2回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席者はございません。</p> <p>以上により、出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>挨拶</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いします。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、1番酒井委員、2番山野委員にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>9番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、現況確認についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧下さい。現況確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>申請地は、農家台帳の現況が雑種地となっておりますが、申請人より農用地として現在利用しており、農家台帳登載のため願出がありました。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたが、農用地であるとの意見をいただいております。□</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>報告第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p>

事務局	<p>以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。</p>
議長	<p>次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを、議題といたします。 議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>本案件は、平成29年1月17日付で北海道知事から許可を受けた農地法第5条の申請について、事業計画の変更があったため申請がされました。計画にある事務所兼倉庫の建築及び駐車場の造成を依頼した契約業者からキャンセルの申し出があり、計画通り転用することが困難になった旨、転用計画者より申し出があり、計画内容の変更と工事期間の延長について申請がされました。</p> <p>変更内容ですが、大型車両及び建設機械の駐車場が手狭となっていることから、その車両等の駐車場として転用する計画となっており、今回で2回目の変更申請のため、資金力は問題ないか残高証明書の確認も行い、計画通り進めるよう事務局からも厳しく指導しております。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
4番	<p>議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付することに決定し、北海道へ進達することに決定いたします。</p>

議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。 事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定といたします。
議長	ここで事務局より追加議案の申出がありましたので、その2件を許可します。 まず、議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 本案件は、新規就農に係る案件のため、別添の新規就農に係る資料に基づき補足説明いたします。

●●さんは夫婦で施設野菜、主にミニトマト栽培に取り組み、静内地区で来年4月就農予定で準備されております。また、研修歴としては平成29年4月から農家研修をされ、平成30年1月から静内ハウス団地で研修中であり、経験については問題ないものと考えております。なお、提出いただいた営農計画書は、農協等の関係団体と相談され栽培計画や収支計画を立てられております。

以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 本案件も、新規就農に係る案件のため、別添の新規就農に係る資料に基づき補足説明いたします。

●●さんは施設野菜、主にミニトマト栽培に取り組み、静内地区で来年4月就農予定で準備されております。また、研修歴としては平成29年4月から農家研修をされ、平成30年1月から静内ハウス団地で研修中であり、経験については問題ないものと考えております。なお、提出いただいた営農計画書は、農協等の関係団体と相談され栽培計画や収支計画を立てられております。

以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について決定といたします。

議長	次に議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より議案第4号順位1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については3件です。まず、順位1番を説明いたします。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、農用地への編入の案件です。事業計画地は以前から農用地として利用されており、今後も農用地として利用していくことから、編入の申請がされております。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていただき、農用地としての利用を確認し、編入について適当であるとの意見をいただいております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に議案第4号順位2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位2番ですが、農用地からの除外の案件です。事業計画地は現在農用地として利用されていますが、この度、携帯電話の通信用アンテナを新設することから、除外の申請がされております。事業計画地に新設することにより、周辺の屋内通話が可能となり、広い通話エリアが確保できる最適な場所が選定されています。また、計画面積も最小限で計画されていると考えます。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていただき、除外について適当であるとの意見をいただいております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長	次に議案第4号順位3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位3番ですが、農用地からの除外の案件です。事業計画地は現在農用地として利用されていますが、この度、携帯電話の通信用アンテナを新設することから、除外の申請がされております。事業計画地に新設することにより、周辺の屋内通話が可能となり、広い通話エリアが確保できる最適な場所が選定されています。また、計画面積も最小限で計画されていると考えます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていたが、除外について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。 事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は都市計画区域内の農地で、道路敷地と宅地に囲まれ上下水管が整備されている狭隘な土地であり、この度、これを処分するため証明願いが出されました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当委員に行っていたが、今後、営農作付する見込みがないことから、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長	事務局より議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、国道敷地と線路敷地に挟まれた狭隘な農地です。作業機械も入るのに困難な細長い土地で、肥培管理が難しく原野化している状況で、この度、地目整理し処分するため証明願いが出されました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当委員に行っていたが、肥培管理が難しく、今後、営農作付の見込みがないことから、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第6号新ひだか町農業委員会農地パトロール実施要領についてを、議案といたします。事務局より議案第6号の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第6号を議案書をもとに朗読】
事務局	農地パトロールの目的としては、大きく3点あり、1点目は、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地の実態把握と発生防止・解消対策、2点目は、農地の違反転用の早期発見、3点目は、納税猶予適用農地の利用状況の確認について、重点的に取り組むこととなります。 実施要領(案)の変更点としては、農地利用最適化推進委員を第3条及び第5条に追加し、平成30年9月30日から施行するものとしておりますので、ご審議願います。 次に、今年度の農地パトロールの日程についてですが、平成30年11月1日に三石地区を実施し、11月2日は静内地区をパトロールする日程案としておりますので、提案いたします。なお、平成30年8月から11月までを農地パトロール月間と設定したいと考えており、個々における日ごろの巡視活動もよろしくお願いいたします。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号については、原案通り可決してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号については原案通り決定し、11月1日及び2日に農地パトロールを実施することといたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時53分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成30年9月11日(議事録調整日 平成30年9月28日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟